

# 第 32 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 6 年 2 月 5 日 (月) 15 時 00 分～15 時 45 分

2. 場所 黒部市役所 2 階 201、202 会議室

3. 出席委員 24 名

農業委員 12 名

1 番 中野 貴代美	2 番 山本 隆淑	3 番 山本 隆	4 番 高村 茂良
6 番 能澤 喬之	7 番 岩井 竹志	8 番 船屋 裕子	9 番 大坪 敏郎
10 番 宮崎 誠一	11 番 松岡 高生	12 番 中島 淨	14 番 中坂 稔

農地利用最適化推進委員 12 名

川端 数美	千代 眞次	高野 隆司	稲澤 一彦
氷見 康弘	臼田 清嗣	松島 進	前田 優
米陀 助一	山本 秀治	山本 勝	中 康史

4. 欠席委員 3 名

5 番 橋本 喜洋、13 番 佐々木 智、寺崎 俊弘

5. 農業委員会事務局 4 名

事務局長 平野 孝英  
係 長 小森 亘  
主 任 中陳 栄  
主 任 紙谷 泰史

6. 議事 (1) 議案第 112 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(2) 議案第 113 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。

ただ今から、第 32 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、山本職務代理からあいさつがあります。

職務代理：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

職務代理：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。

中野 貴代美委員、山本 隆委員の両委員を指名します。

職務代理：本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。

橋本 喜洋会長、佐々木 智委員、寺崎 俊弘推進委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。

議案第 112 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。事務局より説明願います。

#### ◎議案第 112 号

事務局：議案第 112 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてですが、1 件ございます。3 ページをご覧ください。

〈1 番〉 田家地区 田家野〇〇番 地目：畑 現況：宅地の 1 筆 147 ㎡について。

申請者 富山市大泉中町 〇〇さんであり、転用目的は住宅敷地の拡張です。農振除外からの案件となります。

これまで住宅敷地及び庭として使用されていた申請地について、今回、地目が畑であることに気づいたため是正するものであります。

申請位置図にある申請地南側の申請者実家と併せて、時系列で説明します。

昭和 25 年に申請者の実家が建てられ、昭和 53 年に申請者の父がこの家の裏側に増築されました。このときに、出窓や庇の部分が申請地にかかっており、下水道の公共柵も申請地に設置されました。昭和 60 年、申請者が 25 歳のときに、就職を機に富山市へ移り住んだため、実家を離れました。父は引き続きここに住んでおり、農業を営みながら、死亡する平成 22 年まで住んでいました。昭和 61 年、申請地で土地改良事業が行われましたが、水利がなかったため、地目が田から畑に変わりました。平成元年ころから、申請者の父が家屋の管理の都合上、申請地を管理用通路および庭として使い始めたとのことです。平成 22 年に父がなくなり、申請地を相続されましたが、他にも農地があったため、この土地の地目が畑であることに気づかないまま時が経ち、実家は空き家となりました。このため、庭の樹木の手入れもされなくなりましたが、数年前から、賃貸住宅として人が住んでいるとのことです。

今回は、是正案件のため、申請書には始末書が添付されています。内容は、父を離れて住んでおり、家のことは任せきりにしていたため、相続の際にも農地であることに気づくことができず、申し訳なかった旨が記載してあります。

また、申請地の農地区分は「2 種農地」となり、その分類の中でも、住宅が連なっている土地に近接しており、かつ、農地の広がり 10ha に満たない「市街化傾向区域」にある農地に区分されます。

以上、1 件 1 筆 147 ㎡です。

議案の詳細につきましては、A3 の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

職務代理：それでは、議案第 112 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。1 番の案件について、田家地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第 112 号農地法第 4 条第 1 項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第 113 号「令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画について」審議いたします。事務局より説明願います。

#### ◎議案第 113 号

事務局：議案第 113 号、農用地利用集積計画について説明いたします。

5 ページをご覧ください。

今回は、令和 5 年 12 月 21 日から令和 6 年 1 月 22 日までに受付しました利用権設定についてです。

期間別、利用権設定面積ですが、今回は、新規 6 年未満 9,285 m<sup>2</sup>、新規 6 年以上 12,774 m<sup>2</sup>、再設定 6 年未満が 21,549 m<sup>2</sup>、再設定 6 年以上が 54,335 m<sup>2</sup>です。

7 ページをご覧ください。地区別の利用権設定一覧表です。

石田地区	1 件	892 m <sup>2</sup>
村椿地区	1 件	3,430 m <sup>2</sup>
大布施地区	3 件	16,125 m <sup>2</sup>
三日市地区	1 件	2,917 m <sup>2</sup>
荻生地区	7 件	51,149 m <sup>2</sup>
若栗地区	2 件	14,097 m <sup>2</sup>
東布施地区	1 件	2,612 m <sup>2</sup>
浦山地区	1 件	6,721 m <sup>2</sup>

総件数は 17 件で、利用権設定面積は 97,943 m<sup>2</sup>となっております。

8 ページをご覧ください。合意解約地区別一覧表です。今回はありませんでした。

9 ページをご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積 1,105 万 8,021 m<sup>2</sup>を 2,514 万 5,699 m<sup>2</sup>で割りますと、43.7%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積 212 万 4,661 m<sup>2</sup>を 2,514 万 5,699 m<sup>2</sup>で割りますと、設定率 8.4%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、10 ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。

農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上です。

職務代理：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしのことですので、議案第 113 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

職務代理：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(15時45分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_

議事録署名委員

1 番

\_\_\_\_\_

3 番

\_\_\_\_\_